

施設(園)の概要

本調査票の記入日： 令和 7 年 7 月 9 日

設置・運営主体	社会福祉法人		
設置主体	社会福祉法人		
経営主体	千草福社会		
施設(園)名	石嶺こども園	種別	幼保連携型認定こども園
所在地	〒 903-0804 住所 那覇市首里石嶺町4丁目74-1		
電話	098-886-5160	FAX	098-988-0760
Email	ishimine@chigusa1979.ed.jp	URL	https://chigusa.or.jp/about/
施設長氏名	高良 勝子		
調査対応担当者	(所属、職名： 園長)		
利用定員	55 名	開設年	令和 3 年 4 月 1 日
開園時間	7:30~19:30		

【職員の状況に関する事項】

① 職員体制(専門職については、追加・修正して入力して下さい)

	園長	副園長	教頭	主幹 保育教諭	保育教諭	保育士	調理員
常勤	1 名	0 名	0 名	1 名	9 名	8 名	委託 名
非常勤	0 名	0 名	0 名	0 名	2 名	2 名	0 名
	栄養士	看護師	保健師	嘱託医	用務員 (園務補助員)	事務職員	子育て支援員
常勤	委託 名	0 名	0 名	0 名	1 名	0 名	2 名
非常勤	0 名	0 名	0 名	0 名	2 名	0 名	0 名

常勤職員数 14 名

非常勤職員数 4 名 (常勤換算 2.00 名)

(注)常勤換算計算式 非常勤職員:それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数÷当該保育所の常勤職員が勤務すべき時間数。栄養士・調理員:調理業務を委託している場合には「委託」と記載。

非常勤職員数	4 人	(常勤換算	2.00	人)
うち	保育教諭・保育士	(2)	人	(常勤換算 1.00 人)
	保健師・看護師	()	人	(常勤換算) 人)
	栄養士・調理員	()	人	(常勤換算) 人)
	その他(用務員)	2	人	(常勤換算 1.00 人)

前年度採用・退職の状況	採用	常勤:	名	非常勤:	名
	退職	常勤:	1 名	非常勤:	1 名
常勤職員(うち保育教諭・保育士・保健師・看護師)の平均年齢					歳 (歳)

② 前年度職員の研修実施・派遣状況 参加人数:延べ 10名

研修名称・主催者等:
 こどもの発達理解と支援・虐待防止について・防災について・救急法について・聞こえの研修・発達支援基礎研修・
 発達支援応用研修・サマースクール・保育理解、理論と協議・保育における嘔吐処理について・保育施設における
 衛生管理

③ 期待する職員像(職員に求めている人材像や役割)

法人理念の「こども一人ひとり家族の宝」を念頭におき、好奇心・探求心を持って子どもたちと一緒に楽しめる遊び心を忘れず、チームワークの中で自分自身が置かれている立場の自覚をしっかりと持ち、チームワークを大事にしなが、目標に向かって常に向上心を持ってほしい。

【教育・保育の内容に関する事項】

① 理念・基本方針

理念:「こども一人ひとり家族の宝」

基本方針:

- ①当園は法人理念「子ども一人ひとり、家族の宝」を柱に、石嶺こども園の教育・保育目標である「すこやかに・のびのびと・やさしく」に基づき、「心身ともに健康に育つ子・自己肯定感を持てる子・人にやさしくできる子」をめざし、「健やかな心身”考える力””思いやりの心”を育て、生きる力の基礎を培う。教育及び保育目標達成に向け、教育及び保育目標の具現化を図り全職員で共通理解し協力しあう園運営に努める。
- ②当園は利用こどもの意思及び人格を尊重して、常にこどもの立場に立って、教育・保育の効果を高める環境づくりや施設整備の充実に努める。
- ③県・市町村・小学校・他の特定教育・保育施設等、地域子ども、子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ④当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

② 実施している事業

事業名	実施の有無	利用料
乳児保育 (ヶ月から)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円/
延長保育	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	300 円/ 1時間/月
休日保育	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円/
障害児保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円/
一時保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	500 円/ 8:15~14:00 14:00~18:30
放課後児童健全育成事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円/
地域子育て支援センター	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円/
アレルギー等対応給食	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円/
その他(事業名:)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円/

(注)実施の有無についてチェックマークを付し、月額保育料以外に利用料が必要な場合は利用料を記載する。
 自主事業も含む。

【定員及び現在の利用者の状況】

	定員	利用児童数	クラス数	1クラスあたり 平均児童数	1クラスあたり平均 保育教諭・保育士数
3歳児	10名	10名	1		
4歳児	20名	18名	1		
5歳児	35名	45名	2	21	
計	65名	73名	4	—	—

(注)1クラスあたり平均児童数は2クラス以上ある場合に記載。非常勤保育教諭等については常勤換算で計算。障害児保育等については、空欄にクラス名を記入して記載して下さい。

【施設の状況】

(1)建物面積 (認定こども園分)	732 m ²	
	児童1人あたり	8.1 m ² (計算式:建物延べ床面積合計÷定員)
(2)園庭面積	625 m ²	
	児童1人あたり	171.6 m ² (計算式:園庭面積合計÷定員)
(3)耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ
(4)建築(含大改築)年	令和	6年

教育・保育スペースの状況(保育室以外の教育・保育ができるスペース)

1階遊戯室、2階ピロティ

【苦情対応】

窓口設置 あり なし
 第三者委員の設置 あり なし

【サービスの提供内容に関する特色】

① 健康管理

・内科健診・歯科検診・視力検査を前期・後期に分けて行い、歯科検診後は「良い歯の表彰」の取り組みで虫歯ゼロ、治療後も表彰するので、子ども達も歯を大切にしようとする意欲に繋がっている。
 ・発育測定、尿検査・蛭虫検査を行い、子ども達の健康状態、成長過程を職員間でしっかり把握する。
 ・登園の際には子ども達の健康観察をしっかり行い、早寝・早起き・朝ごはんを目標に掲げ、1月からは早朝マラソンを取り入れて、体力づくりに努めている。

② 食事

・園の敷地内で野菜を育て、収穫・クッキングを通して、食に興味・関心が湧くように食育に繋げている。
 ・委託栄養士との会議に管理者・主幹・クラス担任が参加し、子ども達の食事の様子を伝えて情報共有をし、献立メニューについての意見交換等を定期的に行っている。
 ・年度末には子ども達からのリクエストにも応えて献立メニューに取り入れている。

③ 地域との交流

- ・月1回の地域の大掃除に職員が交代制で参加し、地域の方との交流を図る(奇数月のみ)
- ・施設長は街づくり協議会に参加し(月1回)地域の情報収集をしたり情報共有をし、地域との連携を図る
- ・毎週火曜日は地域の方や育児休暇中の保護者の方々へ子育てひろばの名称で園庭・遊戯室を開放している。
- ・月1回は 姉妹園の子育て支援センター「南風」の担当員が来園し、絵本の読み聞かせや育児相談を受けたりする。
- ・3歳児・4歳児・5歳児は応援デーの一環として、園児と一緒に園生活や給食の体験もできる。

④ 施設の公開・見学

- ・電話で予約受付をし、主幹が対応して園内見学を受け入れている。

⑤ ボランティアの受入

- ・前年度におけるボランティアの受け入れ数(延べ人数) (9)名

⑥ 実習生の受け入れ

- ・前年度における実習生の受け入れ数(実数) (3)名

【事業所の特色など】

(受審に際して評価調査者にアピールしたいこと)

小学校に隣接している為、小学校との連携がとりやすく、子ども達も就学前の不安感が和らいでいる。特に発達支援児の園児達は慣れた環境で小学校と繋がっている為、園児同様、保護者も安心している様子が見られる。園舎立て替えから2年目で園内の環境も整っていて、安全面においても十分な整備ができています。本園の職員も子ども達一人ひとりの個性を大事にし、自己肯定感が育つような声のかけ方や関わり方をしっかりと意識しながら日々の教育・保育に努めている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和7年10月23日～24日
	評価結果確定日	令和8年1月13日
受審回数	2回目	
前回の受審年度	(令和 4 年度)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1 子どもの権利擁護に対する取組が行われている。

全体的な計画に人権擁護について明記し、こどもの権利擁護についてのマニュアルが整備され職員会議で周知されている。「虐待防止マニュアル」が整備され、毎月のコンプライアンス確認シートで不適切な対応の予防に取り組んでいる。教育・保育計画に苦情への対応(苦情解決の仕組み)を明記し、保護者アンケートや個人面談で意向を把握している。マニュアルにもとづいて、登園時の子どもの視診や教育・保育時の子どもの発言に注意している。子育て相談では主幹や園長が保護者の家庭や子育て等の悩み等に対応している。昨年度は「虐待について」園内研修を実施し、週案会議等では他施設の不適切な保育の事例について検討されている。【関連項目】:32、42、46、66、

2 一人ひとりの園児を受容し、園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。

入園前の面談において集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズムなどを把握している。新しい環境や人間関係の中で、保育教諭は一人ひとりの気持ちを受容し、見守りながら信頼関係を築き、園児が安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。給食時間においては急かす言葉や制止する言葉を不用意に使用することなく、一人ひとりを大切にしながらおだやかに話す様子が見られ、食が進まない園児に対しても個別に対応する等、子どもの気持ちに寄り添った対応を心がけている。園周辺にはホウライカガミやトウワタが各所に植えられ、蝶(オオカバマダラ)が飛び交っており、昆虫採集しやすいよう子ども達の手が届く場所に虫取り網やカゴ・虫眼鏡等を配置し使用の際のルールも掲示されている。夏はひまわり、レタス、秋には人参・玉葱・じゃがいも等を栽培し、収穫後はカレーパーティーを実施している。【関連項目】:49、51、54、55

3 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

人員体制に関する基本的な考え方は、中・長期計画に人材確保と育成に関する方針として、求人活動は経営企画部門に一元化し、事務センターを中心に求人広告情報発信をしていく、また、保育士の採用に当たって、各種補助金制度を活用して、無資格保育補助者を積極的に採用し保育士の負担軽減に取り組む、さらに、無資格者の子育て支援員資格取得を奨励し育成に力を入れている。多種多様な人材確保をするために「お仕事説明会」を年3～4回開催することで人材確保と人材育成の強化に取り組んでいる。昨年度はチラシの新聞への折り込みやポスティング依頼し、4回の説明会を実施し、応募者8人で3人採用している。職員を通しての求人活動を実施し紹介者に対しても謝礼を出している。

【関連項目】:14、15

◇改善を求められる点

1 事業経営をとりまく環境と経営状況を把握・分析し、事業計画の適切な策定が望まれる。

今年度から3歳児保育を実施しているが、那覇市子ども子育て支援事業計画からは、特に施設の設置地域での認可園の増設や年々子どもが減少傾向にあることやこども園を利用する1号認定の子どもが、年々減少傾向にあることを把握している。地域の子育て支援の場として週1回の「子育てひろば」や歯科医師による「乳幼児の歯の健康」相談等を展開しているが、利用者が少ない状況にある。認定こども園の利用者の推移や利用率等の分析、及び年度ごとの教育・保育をコスト分析し、その課題を事業計画に設定するとともに、実施状況の評価及び事業実績の報告が望まれる。

【関連項目】:2, 3

2 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、受け入れ体制の確立が望まれる。

教育・保育実習 ボランティア インターンシップ受け入れマニュアルに登録手続きとボランティアの配置が記載されている。短大生や養成校の学生ボランティアと保護者による読み聞かせボランティアを受け入れ、学校教育への協力として中学生の職場体験を受け入れている。ボランティア受け入れと学校教育への協力についての基本姿勢を明確にし、ボランティア受け入れマニュアルに子どもや保護者、職員への事前説明、活動記録、守秘義務等の誓約書の提出等の内容の追記が望まれる。

【関連項目】:23, 24,

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

令和3年4月、那覇市立石嶺こども園から千草福祉会へと移行して5年目を迎えました。その間、第1回目の第三者評価受審、新園舎への引っ越し、3歳児受け入れスタート等、目まぐるしく過ぎた5年でした。質の高い園運営を目指し職員一同一丸となって努めて参りました。今回の第三者評価受審は、前回のグループ形式での自己評価と違い、全職員対象の自己評価でした。その結果、管理職員と職員との園運営に対する共通理解度が数字やグラフ化された事で園運営の状況が把握でき、客観的に見る事ができたのは大きな収穫でした。

本園では毎年、年度初めに、法人理念の読み合わせ、再確認をしてから新学期に挑んでいます。千草福祉会の法人理念「子ども一人ひとり家族の宝」を念頭に子ども達の人権を尊重し、日頃から子ども達と関わっています。今回の第三者評価の総合評価でも成果が認められ、子ども達への声のかけ方、関わり方等、高評価を頂くことができました。

又、保護者様からのアンケートでも子ども達への対応や関わりの項目では90%以上の高い数字が見られ、職員一同、今後の励みとなりました。

今後の課題としては、現在取り入れている「子育てひろば」の取り組みに工夫を凝らし、子育て中の保護者の方々のサポートができるよう地域への周知を更に拡大し、地域との繋がりを深めていきたいと思っております。

これからも、自己研鑽を重ね、園目標の「すこやかに・のびのびと・やさしく」のように将来を担う子ども達が心身共に健やかに大きく成長して行くことを願いつつ、職員一同努めて参ります。

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	■取組状況 理念と基本方針は、法人のホームページ、入園のしおり等に掲載されている。理念は「子ども一人ひとり、家族の宝」として、目指す方向性や考え方を読み取ることができる。方針として、教育及び保育目標、教育方針、指導の重点を明示し、理念と整合させ、職員の行動規範となる内容となっている。保護者や地域との関わり等、具体的な内容も示している。職員へは、年度初めの会議や研修で周知している。保護者へは、入園のしおりに記載し、継続児の保護者にも配布して説明している。今回の調査時の保護者アンケートでは、「入園時に教育・保育の目標や方針について、十分な説明がありましたか」に対して、97.8%が「はい」と回答している。	

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
		4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		<p>■取組状況 法人立那覇市認定こども園園長会や行政通知等を通じ、社会福祉の動向を把握している。特に第3期那覇市子ども子育て支援事業計画から、首里地域での認可園増加や年々の子ども減少を実感しており、当園の1号認定児も減少傾向にある。将来的な入園児数の減少予想に対応するため、今年度より3歳児保育を実施した。また、週1回の「子育てひろば」や歯科相談等の地域子育て支援事業を積極的に展開しているが、利用者が少ないという課題も把握している。</p> <p>■改善課題 独自の認定こども園の利用者の推移や利用率等の分析、及び年度ごとの教育・保育のコストの分析が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況 経営課題は、人材確保・育成と地域交流である。特に年度中途での人材確保が困難であり、地域子育て支援(子育てひろば等)が浸透せず利用者が少ないことが課題である。理事等からは、地域支援に関するチラシのポスティング等が提案されており、人材確保については法人全体で取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 経営課題の実施方法の工夫が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断 基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはなく、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○	4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 法人の中・長期計画は令和6年度に策定されたものであり、初めに理念や法人概要、幼保連携型こども園などの実施事業に加え、収益事業としての英語学童も明示されている。令和6年度の事業計画では、法人事務局主導による「お仕事説明会」で職員3人を採用し、人材育成においては「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課題」の活用を具体的に位置づけている。本計画は、数値目標や成果を設定することにより実施状況の評価を行える内容となっており、毎年見直しを行うこととしている。</p> <p>■改善課題 中・長期事業計画は3～5年分の表示が適切であり、設備整備、災害、環境対策、地域貢献等の課題、及び中・長期の収支計画の策定が望まれる。給食施設の活用による自園調理の実施が期待される。</p>		

項 目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 今年度の法人事業計画として、次の項目が表示されている。① 経営企画部門の運営目標(収益率10%設定) ② 2歳児クラスで満3歳児受け入れ ③ 各事業のサポート体制の強化 ④ 収益事業の強化(収益目標3年で30%、利用者数目標50人→65人) ⑤ 石嶺こども園3歳児受け入れ ⑥ 「ちぐさ」ブランドによる職員採用活動強化(年4回実施) ⑦ 休憩取得など労務環境改善(各種支援事業を活用して実行) ⑧ 職員育成プログラムの活用 ⑨ 公益的な取り組みにおける目標・達成施策(4件)特に⑤は実行可能な具体的な内容である。事業の多くは数値目標や成果を設定し、実施状況の評価できる内容となっている。この単年度計画は、単なる行事計画ではなく、職員用の研修等で活用される一覧表として作成されている。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
		3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画及び教育・保育計画は、園長と主幹が2月頃から案を策定し、主幹がクラスで調整を行う。調整後の計画は3月末の職員会議で周知され、指導計画の作成・見直しの手順も定めている。事業内容は毎年見直されている。</p> <p>■改善課題 指導計画の作成・見直しの手順が作成されているが、事業計画策定や見直し、時期の手順を作成し、事業計画の実施状況の評価を実施し、事業実績報告の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 事業計画は、入園説明会や保護者総会資料に基づいて説明している。「入園のしおり」や毎月の「えんだより」を保護者に配布し、行事計画も参加を促す観点から周知している。</p> <p>■改善課題 事業計画の行事への保護者等の参加を促すための工夫の検討、及び「年間行事予定表(職員用)」と「しおりにある行事計画」「えんだより」の内容表示に差異が生じないように配慮が望まれる。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント		<p>■取組状況 学校評価(教職員による自己評価、保護者アンケート、学校関係者評議委員会)が毎年実施されている。園長と主幹を中心に評価体制を整備し、計画から実施、結果の分析、改善方針・改善策を作成し公表している。結果は学校関係者評議委員会に報告され、改善策は毎月の職員会議で検討・実施されている。教育・保育計画の行事も評価見直しされており、今回2回目の第三者評価を受審している。</p>	

項 目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 学校評価の結果、今年度の課題として、スマートフォン等情報機器の適切な使用に関する保護者への周知・改善策や園内研修の確保等が明示されている。保護者アンケートでは、園児が使う園内遊具の充実と家庭での情報機器の取り扱いが昨年に続き課題となっている。前年度の自己評価結果の課題確認は4月に全職員(ケース会議)で共有され、改善策は支援内容に配慮しながら月1回の職員会議で検討・実施されている。</p> <p>■改善課題 改善の実施状況について評価の実施、及び必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。</p>	
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント		<p>■取組状況 園長は、認定こども園の経営・管理方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。また、毎月の「えんだより」の前文作成を通じて自らの役割と責任を伝えている。法人としての職務分掌は就業規則に明示され、職員には入職時に周知されている。就業規則に基づき、園長不在時の代行指名が可能であり、自衛消防組織表では副隊長である主幹が権限委任を受ける体制となっている。</p>	

項 目			評価結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
		3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は保育士資格を有し、永年の経験から関係法令に関する知見を有し、これを遵守している。就業規則には利害関係者との適正な関係保持が規定されている。園長は行政主催の研修に参加し、保護者支援、事故防止、幼児教育の質の向上等を学び、職員へ伝達研修を実施している。また、働き方改革の一環として、職員に対して義務化された年休5日取得を促している。</p> <p>■改善課題 環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、職員に対して周知することが望まれる。</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の質の向上へ向け、毎年教育・保育計画の見直しや学校評価(自己評価と保護者アンケート)を実施し、その集計・分析を行っている。評価結果に基づく課題への具体的な改善策として、スマートフォン等情報機器の適切な使用や園内研修時間確保のため、園長自ら参画するケース会議を設置し、職員の意見を反映させている。また、教育・保育の質の向上に向け、職員には行政主催の研修(乳幼児期の保育・教育、事故防止、衛生管理等)や園内での防災、虐待防止、心肺蘇生法等の研修を積極的に受講させている。</p>	

項 目			評価結果
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>組織の理念実現に向け、人事・労務・財務の分析は法人本部が担当し、年休や時間外勤務は園長と主幹が管理している。フリー保育教諭3名等を追加配置し、業務実効性を向上させている。リフレクシユ休暇の付与や年休の1時間単位での取得、短時間労働希望者への勤務体制の変更など、働きやすい環境整備を推進している。職員の意見を反映するため、園長も参画するケース会議を設置している。</p>	
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>人員体制の基本的な考え方は中・長期計画に示されており、求人活動は経営企画部門に一元化し、事務センターが中心となり情報発信している。保育士の負担軽減のため、各種補助金制度を活用した無資格保育補助者を積極的に採用し、子育て支援員資格取得を奨励するなど育成にも力を入れている。多種多様な人材確保と育成強化のため、「お仕事説明会」を年3～4回開催し、昨年度は4回の説明会で応募者8人から3人の採用に成功している。職員からの紹介に対する謝礼制度も実施している。</p>	

項 目			評価結果
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	
コメント	<p>■取組状況 組織は、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」を基本情報シートに明示し、就業規則に採用や配置転換等の人事基準を規定している。職員の採用は書類選考と面接に合格した者と定めている。職務の成果や貢献度の評価は調整会議で実施し、処遇改善手当で対応している。運営や職員配置の目的で意向調査及び面談を実施し、有給休暇の取得向上や時間外労働の削減といった改善策に取り組んでいる。職員が自ら将来像を描ける総合的な仕組みとして、福祉医療機構の退職金共済への加入やリフレッシュ休暇制度がある。</p> <p>■改善課題 就業規則に採用基準、配置転換、昇格、降格、解任等が規定されているが、具体的な取り扱い内容の明示に期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断 基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 労務管理の責任者は園長であり、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、主幹が把握している。職員シフト表には年休残高等が明示されており、園長は年2回の個別面談を実施し、職員の悩み相談等にも対応している。完全週休2日制や年1回の健康診断、慶弔見舞金等の総合的な福利厚生に加え、年休の時間単位取得の導入、クラス担任の複数制、フリー保育教諭の配置により、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを推進している。用務員や保育補助による施設管理や栽培活動の事前準備等の業務分担が、保育教諭の負担軽減につながり、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 就業規則第80条ハラスメントの種類中マタニティーハラスメントの表示になっている、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントに修正することが望まれる。</p>		

項 目		評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ 2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 理念を実現する「期待する職員像」として、子どもたちと一緒に楽しめる遊び心や好奇心、チームの中での立場の自覚、そして向上心を持つことを定めている。園長は職員との個別面談を年2回実施しており、5～6月には年度初めの対応等を確認し、11月には保育の実施状況や次年度に向けた職員の要望等を確認することで、職員の支援に努めている。</p> <p>■改善課題 期待する職員像の達成に向けて、職員一人ひとりに目標を設定させ、目標項目、目標水準、目標期限を明確にし取り組むこと、及び達成状況の年2回の面接で確認することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 行政からの外部研修と月々の園内研修計画を作成し、研修計画に基づいて実施している。計画は毎年3月までに評価し見直しを実施している。昨年度は公開保育と全クラス保育参観を実施した。認定こども園として必要な保育士・幼稚園教諭の資格は就業規則に基づき採用時に確認している。令和6年度の法人事業計画では、専門技術向上のための「キャリアパス研修」が人材育成として位置づけられている。</p> <p>■改善課題 事業計画や研修計画に「期待する職員像」を明示するとともに、研修の基本方針、職員に必要とされる専門技術や専門資格を研修計画に追記が望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 職員の資格は履歴書、資格証、面談等で把握されている。初任職員には、園長と主幹が指導計画に沿った園内研修とOJTを実施している。職員は階層別・職種別研修のほか、虐待防止やキャリアアップ研修等のテーマ別研修も受講している。外部研修は会議等で受講を促し、オンデマンド研修は全職員の受講を可能にするよう配慮している。</p>	

項 目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「教育・保育実習 ボランティア インターンシップ受け入れマニュアル」を作成し、オリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を提出させている。プログラムは学校側の実習内容に応じている。保育士と幼稚園教諭の実習生を受け入れており、受入担当者は主幹である。園児には前日の帰りの会で伝え、保護者や職員にも周知している。指導者の主幹とクラス担任は、指導に必要な研修を受講し、主幹は担任への指導も行っている。実習期間中には学校担当者の訪問を受け入れ話し合っている。</p> <p>■改善課題 マニュアルに下記内容の追記が望まれる。 ①基本姿勢、②受け入れについての連絡窓口(担当者)、③園児や保護者、職員への事前説明、④守秘義務等に関する誓約書の提出</p>	

項 目			評価 結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>■取組状況 ホームページで理念や基本方針、教育・保育の内容、第三者評価の結果、苦情相談体制等を公開している。財務諸表は福祉医療機構で公開されている。園長は小学校区まちづくり協議会に参加し、「子育てひろば」の周知に努めている</p> <p>■改善課題 地域へ配布する印刷物等に、理念や基本方針を追記することに期待したい</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 事務、経理、取引について経理規程や職務分掌表等で権限と責任を明確化し、職員に周知している。これらは法人の事務センターが担い、園では小口現金で対応し、毎年、法人の監事監査を受けている。また、昨年の離職者増加防止勉強会の成果として、今年度から職場研修者担当研修を受講させ、経営改善に努めている。</p>	

項 目		評価 結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。 b
判断基準	a	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○ 3	園児の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 4	認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○ 5	個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況 事業計画に基づき地域との関わり方の基本方針を明記し、多角的な連携を推進している。情報提供としては、那覇市子育て応援ガイドやこども家庭センターなはの情報を掲示しているほか、産前産後のここママフェスタやお仕事相談会等のチラシを保護者向けに設置している。交流活動では、園児は地域の公共施設や商店等への散歩、また4歳児が老人福祉施設に出向いて交流し、さらに勤労感謝の日には小学校や消防署、交番等を訪問し、図書館見学では図書を借りたり、保護者へ推奨するなど、具体的な活動を通して地域社会との関わりを深めている。</p> <p>■改善課題 地域の福祉まつりへの参加を検討しているが、コロナ禍で中断した地域の行事や活動への参加が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
		2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して園児との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 「教育・保育実習、ボランティア、インターンシップ受け入れマニュアル」に基づき、短大生、養成校の学生、保護者による読み聞かせボランティアを受け入れている。また、学校教育の一環として中学生、高校生の職場体験も実施している。受け入れの際には主幹が口頭でオリエンテーションを行い、園児との関わり方を確認し、実施後のお礼の手紙は保管しているのである。</p> <p>■改善課題 マニュアルへの下記項目の追記が望まれる。 ①ボランティア受入れと学校教育への協力についての基本姿勢、 ②園児や保護者、職員への事前説明、③活動記録、④守秘義務等の誓約書の提出 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価はCとなる。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園周辺の地域環境図を作成して入園のしおりに載せ、関係機関を掲示し職員に周知している。小学校とは、主幹が職員朝会等へ出席し、5年生による読み聞かせ、5歳児による1年生の授業や給食配膳の見学、給食体験を実施し、保幼小合同研修会での課題共有を通して密接に連携している。また、園長は小学校区のまちづくり協議会運営委員会に毎月参加している。さらに、支援が必要な園児については、相談支援専門員や児童デイサービス等と担当者会議を開き、那覇市こども発達支援センターの巡回相談を受け、虐待が疑われる場合は児童相談所と連携するなど、多機関と連携している。</p> <p>着眼点5は、地域に関係機関・団体があるので、調査対象外とする。</p>		

項 目			評価 結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断 基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○ 1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○ 2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○ 3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 園長は月1回まちづくり協議会運営委員会に参加して情報交換し、職員は2カ月に1回清掃活動に協力して地域の福祉ニーズを把握している。子育てひろばとして未就園児の親子に園庭を開放し、子育て支援センター職員による育児相談や嘱託歯科医による歯の健康についての講話を実施している。園周辺は高齢者が多く、子どもが多いが公園が少ない等の地域の状況を把握している。</p> <p>■改善課題 子育てひろばで、法人の支援センター職員や嘱託歯科医の協力による未就園児の親子の相談支援を実施しているが、参加者不足が課題である。このため、地域の福祉ニーズの更なる把握が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
	○	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4	認定子ども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 園の地域は子どもが多いものの公園が少ない状況を把握しており、毎週火曜日の子育て応援Dayで園庭や保育室を開放している。事業計画に基づき、月1回の嘱託歯科医による歯の相談や、月2回の支援センター職員による出前支援(読み聞かせ・育児相談等)を実施することをチラシに明記し、まちづくり協議会で配布し説明している。また、園長や職員は毎月、まちづくり協議会の清掃活動に参加している。法人は、高齢者が多い他地域での買い物支援を実施し、事務センターが車両と運転手を提供している。園は災害避難場所ではないが、園長は被災時支援の必要性を職員と確認し、1日分程度の非常食を準備している。</p> <p>■改善課題 地域の未就園児の親子を対象とした出前支援や嘱託歯科医が相談に応じる子育てひろばの開催について、地域へ向けて積極的に情報発信し、子育てひろばを活性化することが望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園児を尊重した教育・保育について理念や基本方針に明示し、就業規則には「園児の人権を尊重した言葉かけ、関わり」を、全体的な計画には人権擁護の項目を設定している。年度初めに子どもの権利擁護について読み合わせで確認し、「子どもの権利擁護についての規定・マニュアル」を作成して4つの権利の内容と保育実践例を示している。食事や排泄、午睡などの各支援場面での関わり方も示し、園外保育実施計画での支援児への配慮や、内科検診実施要綱での着衣での受診を記載するなど、園児尊重の姿勢をマニュアルに反映させている。職員は「虐待防止について」の研修を受講し、毎月「コンプライアンスに係る確認シート」で園児尊重の実施状況を自己評価し、園長と主幹が確認しており、行政監査で評価されている。子ども同士の相互尊重を育むため、職員も園児同士も互いを「さん」付けて呼び合い、帰りの会では園児が頑張ったことや嬉しかったことを発表する場を設けている。毎年「やさしさの木」や「友だちのいいところさがしの木」に取り組んでいる。カバマダラの食草であるトウワタのイラストを園のロゴマークにして園庭に植えており、蝶の観察やウサギとカメ、観賞魚の飼育を通して命の大切さも伝えている。性差への先入観による固定的な対応を避けるため、出席簿を月齢順にし、教材の色は園児に選ばせ、服装の個性も大事にしている。特色ある教育として月1回、外部講師による英語遊びで異文化に触れる機会を設け、入園説明会や保護者総会で特別支援教育保育についても説明している。</p>		

項 目			評価結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3 一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4 園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント		<p>■取組状況 個人情報保護マニュアルでプライバシー保護の項目を設定し、内科検診は着衣で実施し、着替え時はカーテンを閉めて外部からの視線を遮断し、園児は全員正面を向いて着替えている。トイレはドアや横向きの便器、男児用は配慮できる便器を設置している。また、保育室内に畳や小さな絵本の部屋を設け、園児が静かに過ごせる場所を確保している。これらの取組は入園説明会で保護者に周知している。</p> <p>■改善課題 園児の権利擁護として職員の姿勢・責務等を明記したプライバシー保護マニュアルの整備、及び研修の実施が望まれる。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2 認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3 認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4 見学等の希望に対応している。	
	○	5 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント		<p>■取組状況 理念や基本方針、教育・保育の内容をホームページで公開している。パンフレット(要覧)は、園のロゴマークや写真、イラスト等を活用し、わかりやすく作成されている。利用希望者には要覧を見てもらいながら園長や主幹が個別に説明し、見学にも対応している。要覧は毎年見直している。</p> <p>■改善課題 地域の公民館や児童館等の公共施設に要覧を置いて、地域に対して広く周知することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始時には、重要事項説明書と運営規程を用いて説明し、園児の写真利用とフッ素洗口の同意も得ている。入園説明会では「入園のしおり」等で説明を行い、進級時や認定変更時にも同様に説明している。聴覚障害等で配慮が必要な保護者には、個別に再説明する対応をしている。外国籍の保護者には、日本語が話せる配偶者等を同席させている。</p> <p>■改善課題 配慮が必要な保護者への説明については、ルールを文書化し、適正な説明・運用を図ることが望まれる。</p> <p>重要事項説明書への下記の追記が望まれる。 ①第三者委員の氏名と連絡先 ②外部の相談先として市の担当課と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 ③虐待に関する措置について ④個人情報利用目的</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 転園や小学校への就学の場合は指導要録を提出している。気になる園児の場合は、保護者に転園先や小学校への情報提供を促し、支援児の場合は教育委員会からの心理判定の結果を提出している。卒園式で、いつでも気軽に相談に来て良いことを口頭で伝え、こども園の利用が終了した後は担任や園長、主幹等が対応し、支援児については特別支援コーディネーターが対応している。</p> <p>■改善課題 教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、園の利用が終了した後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を作成して手渡すことが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断 基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 (認定こども園) 日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日々の園児の観察や登降園時の保護者との会話を通じて満足度の把握に努め、「子どもたちの声をよく聞いている」と行政監査で評価されている。毎年実施する保護者アンケートは園長が分析し、職員会議で検討後に改善方針を作成している。情報機器の課題は個人面談で説明し、あいさつや言葉遣いの課題は職員が手本となることで対応している。今年からは、担任2人体制での個別面談を年2回、園長と主幹が保護者役員会に年3回出席し、保護者総会には担任も出席することで、利用者満足度の把握に努めている。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断 基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>■取組状況 相談・苦情受付担当者を主幹、解決責任者を園長とし、第三者委員2名を選任して苦情解決体制を整備している。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを玄関に掲示し、入園説明会で保護者に仕組みを説明している。毎年保護者アンケートを実施し、意見への回答文書を配布している。意見箱を保護者が投函しやすいよう玄関脇に設置しているが、これまで苦情・相談は寄せられていない。年間の苦情件数はホームページで公開し、苦情の受付と解決の記録を作成・保管している。日常の意見や要望はクラスでファイルして共有し、保護者からの相談には市の担当課や児童相談所と連携して対応した事例がある。</p> <p>■改善課題 日常の意見や要望についても、苦情と同様に記録の作成と保管が望まれる。苦情や意見、相談の内容と解決結果は、個人情報に配慮しつつ公表することが望まれる。重要事項説明書には、第三者委員の氏名・連絡先や、行政機関・沖縄県福祉サービス運営適正化委員会などの外部相談先を追記することが望まれる。</p>		

項目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備するため、職員室から見えない玄関脇に意見箱を設置している。入園説明会で資料を配布し周知に努めており、玄関には、相談・苦情窓口の受付担当者、解決責任者、第三者委員の氏名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示している。また、保護者が相談しやすいスペースとして相談室を確保している。職員は、保護者の表情から不安がうかがえる際には「大丈夫ですか」等と声かけを行い、話しやすい雰囲気づくりに努めている。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>相談や苦情対応については、担当者、責任者、第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、入園説明会で説明している。職員は、保護者が意見を述べやすいよう、登降園時にできるだけ担任が対応し、顔を合わせた関わりを大切にしている。意見箱の設置や保護者アンケートの実施により意見等の把握に努めている。苦情解決手順(マニュアル)は作成され、今年度見直しを行っている。職員は、保護者の相談や意見にその日のうちに配信システムで返信し、迎え時にも対応している。検討に時間を要する場合は、その旨を説明し、後日経緯を説明している。保護者アンケートの改善意見への回答もフィードバックしている。また、近隣住民からの駐車苦情に対し、該当保護者への注意と全保護者への再確認を行った。</p> <p>■改善課題</p> <p>相談や意見を受けた際の記録の方法や対応策の検討等について、マニュアルへの追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、園児の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、園児の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、園児の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園長を責任者とする危機管理体制を構築し、職員の役割分担を明確にしている。事故、災害、不審者対応などのマニュアルを整備し、教育・保育計画に掲載して全職員に周知している。事故とヒヤリハットは病院受診の有無で区別し、報告書を作成して職員に周知している。事故発生時には速やかに対策会議を開き、砂場周囲の支柱ブロックへのカバー設置や防犯カメラによる遊びの確認、見守りの改善などの対策を講じている。園長会や行政からの通知等で収集した事件事例を職員に周知・注意喚起している。他園事例を検討し、事故防止のため防犯カメラやフェンスを設置している。消防士指導の下、心肺蘇生訓練の講習を全職員が受講している。毎月の安全点検や園外保育前の危険個所の事前確認、各種計画の見直しを毎年実施している。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
		3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
		6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>■取組状況 感染症予防と対応マニュアルを作成し、「感染症の怖れ・発生時の対応、予防」を職員に周知している。教育・保育計画の保健計画では、感染症予防や熱中症防止策を確認し、年度末に見直しを行っている。手洗いうがいの励行、アルコールでの拭き取り、室内の換気などにより感染症の予防に努めている。感染症の発生状況は日誌に記載し、朝礼で職員間に情報共有して対応している。保護者には玄関口で発生状況を掲示し、保護者配信システムでも周知している。インフルエンザ、手足口病など年間の感染状況は事業報告書で報告されている。</p> <p>■改善課題 感染症対策について、園長を責任者として教育・保育を実施しているが、マニュアルに責任と役割を明確にした管理体制を追記すること、及び担当者を決め、感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を定期開催し、マニュアルは毎年見直すことが望まれる。感染症発生時の教育・保育の継続について業務継続策定が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 地震・災害マニュアルを整備し、津波等災害時の対応体制が決定されている。園舎は高台に位置し、昨年度新設された耐震構造であり、津波避難は想定されていない。避難用の外階段や広い園庭への出入りが確保されており、緊急時は短時間で避難が可能である。連絡体制は、保護者は配信システムで、職員間はICTを活用し確保している。園長管理のもと、アレルギー対応を含む3日分の食糧が備蓄され、今年度はトイレセット等が発注されている。火災、地震、不審者対応の避難訓練年間計画に基づき毎月訓練を実施し、隣接小学校と合同訓練を毎年実施している。</p> <p>■改善課題 災害時の緊急連絡等については、配信システム等のICTで実施しているが、通信機能に問題が発生するリスクを考慮し、NTTの災害時安全確認サービス「災害時伝言板171」の活用について検討が望まれる。災害時の教育・保育の継続について、業務継続計画の策定が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>食物アレルギー対応、危機管理、虐待防止など多数のマニュアルが整備されている。教育・保育計画が策定され、教育課程、各種指導計画、年間33の行事実施計画等の標準的な実施方法が文書化されている。権利擁護や個人情報保護マニュアルには、園児の尊重とプライバシー保護に関わる姿勢が明示されている。園長、主幹、各クラス担当が参加する週案会議を隔週で開催し、個別の指導によって標準的な実施方法の周知徹底を図っている。また、毎月の職員会議で実施状況の報告・調整が行われ、共通理解と実施方法の修正を図っている。</p>		

項 目			評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 事故報告などを受け、各種マニュアルは必要に応じて見直しされている。教育保育計画は、保護者アンケートや職員の自己評価を踏まえ、2月に評価・課題を分析し、3月に新しい計画が策定されている。保護者アンケートでの「挨拶、言葉使い」の評価が低かったため、保育教諭がお手本を示すことを周知し、基本的な生活習慣年間指導計画に挨拶の具体的な指導内容を明記している。週日案は隔週の会議、月案は毎月第3金曜日に振り返り見直しを行う。行事は、実施後に職員会議で振り返りを行い、雨天時の開催を想定した2つのプランを準備するなど、計画の見直しを行っている。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や方法の手順、及び各種マニュアルは年1回の見直しを行い、履歴を記載することが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。	
	○	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○	5 (認定こども園) 園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7 (認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	○	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>年間・月間指導計画は園長が作成し、週・日案はクラス担任が作成し、園長が責任者を務めている。アセスメントは、「入園面談資料」や児童票を用いて家庭状況や成育歴、生活状況などを把握し、職員会議で確認・協議している。入園後は年2回の個別面談を通して、発達上の課題や保護者の要望を把握している。指導計画は、全体的な計画の5領域のねらいや内容に基づき作成され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が記載されている。特別な配慮が必要な園児に対しては、毎月の支援会議や児童デイサービスや那覇市発達支援センター等関係機関との連携会議を経て、個別の教育及び保育支援計画書を作成し、保護者の同意を得ている。気になる園児については、今年度からケース会議を開催して対応している。指導計画に基づく教育・保育の実践については、月・週案打ち合わせ会議や職員会議で振り返りや評価が報告されている。</p>		

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5 (認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント	<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しは、「園務分掌の基本方針」や「指導計画作成・見直し手順書」に基づき実施されている。全体的な計画や年間指導計画は、2月の職員会議で年度の振り返りを行い、3月に次年度の計画を作成する。月案は毎月第2金曜日、週案は第2・4木曜日に園長・主幹・担任が実施状況を振り返り、次月や次週のねらいに反映させ、見直された週案はパソコンで情報共有されている。熱中症アラート時の戸外遊びから室内遊びへの変更など、急な変更への対応も記載されている。行事計画も、終了後の職員会議で検証され、冬季延長保育時の避難訓練への懐中電灯常備など、実施計画の見直しが行われている。</p> <p>■改善課題 定期的な指導計画の見直しについては、週案と発達支援児個別計画の手順書が作成されているが、手順書の周知の徹底及び実施が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>支援児については個別支援記録を作成し、支援会議などで情報共有している。園で定めた様式により、週案には気になる子を記録し週案会議で情報共有し、月一度の職員会議ではその月の気になる園児の様子やクラスの実態を記録し情報共有している。記録の書き方に差が生じないように、園長・主幹が指導している。事故や日常的な情報は事務所に文書で提示され、保護者からの秘匿性の高い相談記録は園長が事務室で保管している。各クラスのパソコンと共有フォルダーにより、情報が共有されている。</p>	

項 目			評価結果
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	園児に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	園児に関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3 記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況 個人情報保護規程と文書保存年限表を整備し、園長を個人情報管理責任者とし、園児の記録の保管・保存・廃棄や情報開示等について定めている。就業規則では、個人情報に関する守秘義務と漏洩に関する罰則規定を定めている。児童票や同意書、秘匿性の高い記録等は事務室の鍵付きキャビネットに、個人面談記録は各クラスの鍵付きキャビネットに保管している。職員には「個人情報保護マニュアル」を整備し、職員会議で周知している。職員は年度末に記録の仕方や管理について話し合い、遵守に努める。保護者には入園説明会で取り扱いを説明し、事業ごとに利用同意書を得ている。</p> <p>■改善課題 法人で作成されている文書保存年限表に、苦情報告書を追加記載し、事故報告書の保存年限については、市条例に基づき3年を5年保存に見直すことが望まれる。認定こども園こども要録の保存年限を確認し、追記することが望まれる。同意書が事業ごとに徴収されているため、個人情報利用同意書に必要な項目を含めて記載し、保護者の同意を得ることが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断 基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>全体的な計画に人権擁護を明記し、こどもの権利擁護マニュアルや虐待防止マニュアルを整備して職員に周知している。毎月コンプライアンス確認シートを用い、不適切な対応の予防に取り組んでいる。教育・保育計画には苦情解決の仕組みを明記し、保護者アンケートや個人面談で意向を把握している。マニュアルに基づき、登園時の視診や保育中の園児の発言に注意を払っている。主幹や園長が子育て相談に対応し、昨年度は「虐待について」の園内研修や、週案会議で他施設の不適切な保育事例の検討を行っている。</p>	

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作			
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。 b
判断基準	a		教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
	b		教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。
	c		教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
	n		わからない、判断できない。
着眼点	○	1	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	○	2	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○	3	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	○	4	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○	5	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	○	6	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育目標や方針、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」、「人権擁護」及び「子どもの教育・保育目標(学年の重点)」、「養護」と「教育及び保育」のねらいや内容を記載している。教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生・安全管理、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・関係者評価)、研修計画・学力向上推進計画など作成している。全体的な計画は、園長が主幹と調整して作成し職員会議で周知している。全体的な計画は年度末に評価を行い、次の計画に生かしている。</p> <p>■改善課題 全体的な計画に理念を追記し、タイトルを「教育及び保育の内容並びに子育ての支援などに関する全体的な計画」に修正し、計画の項目に評価・反省欄を追記することが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断 基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>空調設備で温湿度を調整し、熱中症指数の計測を行うなど、季節に応じた適切な室内環境の管理に努めている。薬剤師による定期的な検査や3歳児の寝具の持ち帰りなど衛生的で清潔な環境維持に努めている。園児の発達に合わせた家具や遊具は、素材から安全面に配慮して選定し、定期的な安全点検も欠かさず実施している。園内には絵本室や昼コーナー、園外には簡易ベンチを設置し、園児が心身ともにくつろげる場所を確保している。また、雨天時でも十分に体を動かせる空間を備えるほか、食事や午睡は落ち着いた教室で安心して行えるよう、感染症対策や照明にも配慮している。用務員による玄関や水回りの清掃を徹底することで、園児が毎日を気持ちよく、安全かつ健やかに過ごせるよう環境を整えている。</p>	

項 目			評価 結果
49	A④	② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断 基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>入園前の面談で集団経験や生活習慣を把握し、学級経営案を作成している。保育教諭は園児の気持ちを受容し、見守ることで信頼関係を築き、安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。給食時間においては肯定的な言葉かけを意識し、個々のペースや気持ちに寄り添った対応をしている。言葉での表現が難しい場合は、家庭と連携して園児が話しやすいように声掛けをし、必要に応じて一対一でじっくり話し合うことで理解と行動を促している。援助や配慮が必要な園児については、週案会議を通して情報共有を行い、園児の気持ちを大切にしたい関わり方を検討し、実践している。</p>	

項 目

評価
結果

50

A⑤	③	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断 基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>全体的な計画に「3歳児は基本的な生活習慣が身につき、自信を持って行動する」とあり、入園のしおりを通じて生活リズムや排泄、着脱について家庭に周知している。園では、①あいさつ、②食事、③排泄、④休息、⑤保健衛生、⑥衣服の着脱の項目に分けた基本的な生活習慣年間計画を作成している。3歳児は、入園後の施設探検で生活の仕方を学び、クレヨンの片づけなど、発達に合わせた習慣が身につくよう配慮している。朝の支度やトイレの使い方は、イラストや写真を用いて掲示し、時間を十分に確保することで、園児が自ら取り組もうとする気持ちを大切にしている。できたことを認めて自信を育み、習得状況を職員間で共有している。午睡は3歳児が通年、4歳児は10月後半まで実施し、5歳児や午前中であっても、必要に応じて体を休める時間や場所を確保している。絵本や紙芝居を通じて手洗いや歯磨きの習慣化を図り、健康診断の際には、目的やプライベートゾーンの保護について、わかりやすい言葉で事前に伝えている。</p>		

項 目			評価結果
51	A⑥	④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2 園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
	○	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	○	4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	○	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6 園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7 園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8 園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園庭や教室では各種指導計画に基づき、季節に応じたコーナー遊びの環境を整え、園児が主体的に遊びを選択できるようにしている。オオゴマダラ等の食草(ホウライカガミ等)を植栽して昆虫採集を楽しめる環境を作り、遊具や道具の貸し借りのルールを掲示して工夫している。畑では多様な野菜や花を栽培し、毎日の水かけや収穫で生長に気づき、カレーパーティーなどの体験を通して野菜に親しむ体験をしている。保育教諭は、ひまわりの種を用いた制作活動などを通じ、園児が自分の気持ちを言葉にし、友達と協力して工夫を継続できるよう援助している。亀やうさぎの飼育当番では、生命の尊さに気づき、動物をいたわる心を育てている。また、身近な樹木に来るコウモリを観察し、枯れ葉で作品を作るなど自然を活かした活動を行っている。熱中症対策のため登園直後に戸外活動を行い、ボール遊びや遊具に親しんでいる。外部講師によるリミックや英語遊びで表現力を養い、チャレンジカードを活用して竹馬や伝承遊びへの意欲を高めている。遊びのルール作りや遊具の貸し借りを通して、友達と思いを伝え合い、協同して遊びを展開する力を養っている。</p>		

項 目

評価
結果

52

A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	3	園児の表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント		<input type="checkbox"/> 取組状況 <input type="checkbox"/> 改善課題	

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	3	園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	4	園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	6	様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
	7	一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント		<input type="checkbox"/> 取組状況 <input type="checkbox"/> 改善課題	

項 目			評価 結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断 基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	4 園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>【3歳児】 一人ひとりの話を丁寧に聞き、自己表現を支えることで信頼関係の構築を図っている。異年齢児との戸外遊びや集団遊びを取り入れ、友だちと関わる楽しさを伝えている。室内では積み木やパネル遊びを通し、一人や友達と一つのものを作り上げる達成感を味わえるよう援助している。</p> <p>【4歳児】 幼児理解に基づき園児の声を拾いながら活動を進めている。自分の思いを伝え、相手に受け入れてもらう体験を重ねることで、対人関係を深めている。月刊誌をきっかけとした秋探検や、遊びに必要なカゴを自分たちで構想し制作する活動など、興味関心から遊びを発展させる姿が見られる。</p> <p>【5歳児】 虫の観察や図鑑での調査、朝夕の会での発表を通し、主体的に学ぶ環境にある。多様な意見を認め合う話し合いを大切に、互いの良さを尊重する心を育てている。ドミノ遊びでの試行錯誤や、話し合いで決めた「森」のテーマに沿った入場門の制作など、友達と協力し創造的に活動している。</p> <p>保育参観、運動会、生活発表会などで、園児の成長や友だちとの取り組みを保護者へ披露し、小学校へ伝える機会がある。</p>	

項 目

評価
結果

55

A⑩	⑧	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断 基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8 他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 建物はバリアフリー化され、多目的トイレや点字付き手すりなど環境が整備されている。特別支援教育経営方針に基づき、主幹がコーディネーターを務め、9人の支援児を受け入れている。クラス担任は保護者へのアセスメントを経て、個別の教育・保育支援計画や指導計画を作成し、身体活動や対人関係など園児の特性に応じた具体的な支援を実践している。支援会議や週案会議を通じて全職員で情報を共有するほか、那覇市こども発達支援センターや児童デイサービス等の関係機関と巡回指導やモニタリングで連携し、保護者も交えて情報共有を図っている。職員は外部研修で専門性を高め、入園のしおりを通じて保護者へも方針を周知している。また、支援児だけでなく、発達の困り感を持つ園児についても早期に関係機関へつなぐ支援を行っている</p> <p>■改善課題 クラスの指導計画に、支援児と友だちとの関わりなどの記録等を期待したい。</p>		

項 目			評価 結果	
56	A①	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断 基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着 眼 点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。
		○	2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。
		○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。
		○	4	年齢の異なる園児が一緒に過ごすことに配慮している。
		○	5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
		○	6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。
		○	7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。
		○	8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
		○	9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている
	コメント	<p>■取組状況 教育時間とそれ以外の時間の内容を記載した年間指導計画を作成し、一日の生活の連続性に配慮している。計画には、長時間の生活での友達との関わりや、全身を使った遊びを楽しむといった、園児の在園時間に配慮した内容が盛り込まれている。午後の活動は、興味を持った遊びに取り組みつつゆったり過ごし、欲求を言葉で伝えられるよう促すなど、午前の活動から無理なく移行できるようにしている。夏休み等は異年齢交流保育を実施し、午睡時の不安に配慮しつつ、朝の受け入れから食事、午後の遊びなどを異年齢で過ごせるよう工夫している。午後の保育や延長保育にはおやつが提供されている。3・4歳児には午睡を実施し、5歳児や午前でも休息の場を確保している。日々の引継ぎは「確認簿」を使用し、朝のミーティング等で状況を共有している。保護者との連携はシステムで配信し、緊急時の職員の周知はICTを活用し情報共有している。夏休み中の水遊び参加や就学健診のお知らせは、1号認定園児へ配慮して配信されている。</p>		

項 目

評価
結果

57

		項 目	評価 結果
A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断 基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	○	2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	○	5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>全体的な計画に小学校との連携・接続を位置づけ、「保幼小連携計画」や「架け橋期のカリキュラム」を作成している。園児が就学後の生活を見通せるよう、小学校の行事への参加や、1年生との交通安全指導やお招き会、5年生との絵本の読み聞かせなどの交流機会を設けている。個人面談では保護者に対し、小学校の生活情報を提供し見通しが持てるよう支援している。小学校とこども園の職員間では、主幹が小学校の朝会に定期的に出席するほか、相互の参観や合同連絡会、支援会議等を通じて連携している。園長は「10の姿」の視点に基づき、園児の育ちや発達の状況を踏まえ「幼保連携型認定こども園児指導要録」を作成し、各小学校へ提出して円滑な接続を図っている。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 園児の健康管理を適切に行っている。	b
判断 基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。	
	b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	園児の健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点		1 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
	○	2 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 園児の保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
	△	7 保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況 園児一人ひとりの心身の健康状態の把握については、入園時に既往歴、アレルギー、予防接種等の情報を児童票に記録し、新たな情報は追記している。毎朝の視診で健康状態を確認し、気になる点は保護者に家庭での様子を聞いている。体調不良時は保護者に連絡・確認し、感染症の疑いがある場合は受診を促している。保健計画に基づき、年2回の内科・歯科健診、視力検査、尿検査、年1回の蟻虫検査を実施し、結果は職員間で周知・共有されている。行政の保健だよりを毎月配信し、保健だよりには、感染症や熱中症予防のポイント、予防接種など健康管理に関する注意が記載され、玄関にも掲示している。</p> <p>■改善課題 園児の健康管理に関するマニュアルの整備、及び乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供が望まれる。 ※着眼点7は対象児が在籍していない為、評価対象外である。</p>		

項 目			評価結果
59	A⑭	② 健康診断・歯科検診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に活かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 保健計画に基づき、嘱託医による年2回の内科・歯科健診、尿検査のほか、年1回は蟻虫、視力、聴力検査(年長児は2回)を実施し、結果は健康診断票に記録されている。結果は職員に周知され、保護者へ通知し、治療が必要な場合は病院受診を促し、結果を確認している。園児には絵本を用いた事前指導を行い、健康への関心を高めている。虫歯のない園児を表彰し、音楽に合わせた歯磨きを実践することで、園児自らが歯の大切さを意識し、虫歯ゼロを目指せるよう支援している。</p> <p>■改善課題 眼科検診結果等の集計・分析から、保健計画への反映に期待したい。</p>	
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 2	慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○ 4	食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○ 5	保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ 6	他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 「食物アレルギー対応マニュアル」を整備し、入園時にアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認している。アレルギー疾患児には医師の指導票等の提出を求め、慢性疾患児には診断に基づき園長と職員が連携して適切に対応している。給食では代替食を提供し、献立表の色分けやアレルギー専用トレイ、食器の使用、ネームラベリングの徹底により誤食を防止している。配膳時は「引き渡し簿」を用いて、配送・配食職員と担任による三重のサインを必須としている。園児の席は職員の目の届く位置に配置し、緊急時に備えて抗ヒスタミン薬を預かるとともに、対応策を事務所に掲示して全職員で共有している。園内研修でエピペンの使用方法を習得し、入園のしおりでアレルギー疾患のある園児への対応について説明している。</p> <p>■改善課題 慢性疾患等に関するマニュアルの作成に期待したい。</p>	

項 目			評価 結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断 基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>食育年間計画に基づき、全体的な計画や指導計画に「食育」を位置づけて取り組んでいる。給食は配食業者により提供され、クラスで友だちと楽しく食事をしている。配膳時には園児と相談して食事量を調整し、苦手な食材も対話を通して一口でも食べられた際や完食した際には十分に褒め、食べる喜びを共有している。克服できたエピソードは保護者にも伝え、意欲の向上を図っている。当番活動による献立紹介や、栽培・収穫した野菜を用いた調理体験を通し、食への興味を深めている。玄関先には日々の給食を展示し、迎えに来た保護者と園児が関心を持てるよう工夫している。献立表を毎月保護者へ配信し、ナスが苦手な園児が食べられたレシピを家庭へ共有するなど、園と家庭が連携して様々な食材に親しめるよう支援している。</p>		

項 目			評価結果
62	A⑰	② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>担任は、入園時や進級時にアレルギー、食事量、嗜好等を詳細に把握して対応している。給食会議では園長や主幹による検食結果に基づき、各クラスの要望や偏食・少食児への対応を全職員で共有する。定期的に栄養士も参加して情報交換や検討を行い、職員は一人ひとりの実態に合わせて配膳している。献立には、沖縄そばやイナムドッチ、にんじんしりしりーなど、季節感や地域の食文化を反映したメニューを取り入れている。栄養士が定期的に食事の様子を観察する機会も設けている。外部搬入による給食提供のため、着眼点7は評価対象外としている。</p>	

項 目

評価
結果

A-3 子育て支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63

A⑱	①	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
	○	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	7 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	8 相談内容を適切に記録している。	
	○	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント	<p>■取組状況 連絡帳やシステム配信、園だよりを通じて、園の目標や日々の様子を伝え、保護者の理解と連携を図っている。登降園時の対話や年2回の個人面談を通し、園児の成長を共有している。入園時の児童票作成により家庭状況を把握し、面談記録を積み重ねている。保護者の要望に寄り添い、苦手な食材を小さくカットするなど、時間をかけた丁寧な援助によって食の幅を広げている。面談は保護者の仕事に配慮して日時を調整し、担任2名で実施することで、適切な助言と情報の共有を可能にしている。保護者からの相談は主幹や園長と連携し、記録を作成して全職員で共有する体制を整えている。</p>		

項 目			評価 結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援			
64	A⑱	① 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断 基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2 地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	○	3 認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
		4 相談内容を適切に記録している。	
	○	5 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	○	6 地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
	○	7 地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
コメント		<p>■取組状況 玄関には「那覇市子育て応援ガイド」を掲示され、むし歯予防講習会などの情報も提供されている。毎週火曜日は地域の未就園児を対象に「子育てひろば」を開催し、園庭・保育室開放や育児相談、絵本読み聞かせ、歯科医による歯の相談を実施している。また、法人姉妹園の支援センターによる出前支援も取り入れている。園長はまちづくり協議会に参加して広報活動に努め、地域の子育て家庭を支援している。卒園児の相談を受け、専門機関につないでいる。</p> <p>■改善課題 相談についての記録がないため、相談内容を適切に記録することが望まれる。子育て支援についての体制は整っているが利用者が少ないため、広報活動の継続・工夫に期待したい。</p>	

項 目

評価
結果

65

項 目		評価 結果
A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
判断 基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
	n	わからない、判断できない。
着 眼 点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
	○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
	○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
	○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
	○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
	○ 7	マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>虐待の予防や早期発見のため、朝の視診では園児の表情や傷、衣服の汚れなどを細かく確認し、送迎時の保護者の言動にも職員間で注意を払っている。個人面談等で気になる保護者には、声掛けし面談に応じている。気になる傷がある場合は写真を記録として残し、家庭の異変や言動の違和感については担任間だけでなく速やかに園長や主幹へ報告・相談する体制を整えている。不適切な養育への対応には、市や自園の虐待防止マニュアルを活用している。近隣からの情報をきっかけに家庭相談センターと連携した事例もあり、外部機関との協力体制も構築している。昨年度は全職員を対象に虐待防止に関する園内研修を実施し、専門性の向上と組織的な対応力の強化に努めている。</p>	

項 目			評価 結果
A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等			
66	A②	① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
判断 基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない	
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2 不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	3 会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
	○	5 不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6 不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント	<p>■取組状況 園長は教育・保育の実施状況や職員の体調等を考慮し職員配置を検討している。年度初めの職員会議と週案会議で不適切な関わりの防止について周知徹底し、実施状況を確認している。毎月職員にコンプライアンスに係るシートを提出させ、不十分な点があれば個別に面談し助言している。就業規則には、園児の人権を尊重した関わりを行うこと、緊急時を除く身体的拘束や虐待などの苦痛を与えないことを明記している。園児間トラブル発生時は、言葉の伝え方や心が違うことをイラスト等で伝え、大人に対しても「嫌なことは嫌と断っていい」と教えている。職員は、こどもの人権・不適切な保育に関する研修を受講している。不適切な関わりを発見した場合の対応マニュアルを整備し、疑われた事案は市に情報を提供し相談することが明記されている。不適切な関わりの防止の視点から、職員の休憩時間はノンコンタクトタイムにする等の配慮をしている。</p>		